

富山県告示第337号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 7 月 21 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 起業者の名称

魚津市

2 事業の種類

（仮称）魚津市本江地域交流センター建設事業

3 起業地

（1）収用の部分

魚津市友道地内

（2）使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

（1）法第20条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、魚津市友道地内の土地を起業地とする（仮称）魚津市本江地域交流センター建設事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、魚津市が事業主体となり、地域交流センター及び駐車場を整備するものであり、法第 3 条第22号に掲げる社会教育法（昭和24年法律第 207号）による公民館（同法第42条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和25年法律 118号）による図書館（同法第29条に規定する図書館同種施設を除く。）及び第32号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である魚津市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

現存の本江公民館については、発足以来、地元住民の地域振興活動などコミュニティ活動の場として積極的に活用されてきているが、昭和55年に建築されてから40年以上経過しており、老朽化が著しく、耐震化もされていない。また、現在の公民館は、駐車場が不足しており、利用者が近隣施設に無断駐車するなど好ましい状況ではない。

現在の公民館敷地周辺で用地を取得し、地域交流センター及び駐車場を整備することで、施設の利便性が向上し、地域住民の活動が促進されることで、心豊かな地域社会づくりに寄与することとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地は、現在の公民館近辺の3候補地で比較検討した結果、利用者の安全性、利便性及び用地取得に係る経済性等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、公民館は地域の交流拠点施設であるが、耐震化されておらず、また、老朽化も著しい。さらに、駐車場が不足し、利用者が周辺施設へ無断駐車するなど好ましい状況ではない。

本件事業は、新たに地域交流センターを建設し、駐車場敷地を確保できるため、現状を改善するものである。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

魚津市役所